

基本施策 1-4 障害者サービスの充実

施策11

障害者差別の解消と相談支援機能の充実

■めざす姿(施策の目的)

市民が、障害の有無に関わらずお互いを尊重し合い、家庭や職場で自分らしく過ごせています。また、障害のある人やその家族からの悩みに応じる体制が整備され、必要とする人への適切な相談支援が行われています。

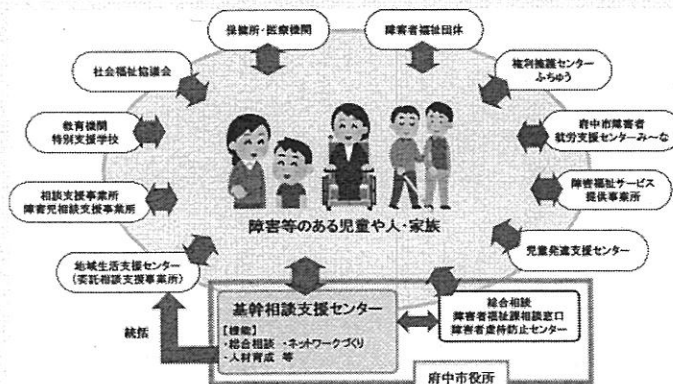
■現状と課題

平成28年度(2016年度)に障害者差別解消法が施行された後、平成30年度(2018年度)には東京都が民間事業者における合理的配慮を義務化した条例を制定しており、本市においても不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供^{*29}に関する取組を行っています。今後も啓発を行うとともに、障害のある人への虐待の防止や権利擁護の推進に関する取組に注力することが必要です。

また、4つの地域生活支援センター(委託相談支援事業所)が連携して相談支援を行っています。児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズへの対応が課題となっていることから、体制の充実・強化を図り、障害のある人に寄り添い、意思決定を支援していくことが求められています。

■施策の方向性

- 障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた意識啓発や虐待の防止、権利擁護体制の充実や成年後見制度の利用促進などを図ります。
- 基幹相談支援センターを中核としたネットワークを構築するとともに、障害のある人が身近な場所で気軽に相談できる体制の整備、障害の特性やライフステージに応じたサービスの提供等に関する相談支援機能の充実を図ります。



基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワーク



■指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
「合理的配慮の提供」の認知度	— ※都26.3% (R2)	30.5%	世論調査により調査した障害者差別に関する普及率です。 令和3年度より質問項目に含めます。 (基準値は、令和元年度インターネット都政モニターアンケートを参照)
指定特定相談支援事業者数	19か所 (R2)	20か所	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを利用するためのサービス等の利用計画の作成及び基本相談支援の提供を行うことができる指定特定相談支援事業者の数です。

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
障害者差別解消推進事業	障害者差別解消支援地域協議会(仮)にて事例の共有や意見交換、啓発ツール等を検討します。また、市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供について周知し、建設的な対話を促します。
障害者相談支援事業	基幹相談支援センターと連携した相談支援体制を構築し、障害特性に応じた専門的かつ地域に根ざした相談支援を実施します。
障害者等地域自立支援協議会運営事業	相談支援機能の向上のため、地域の課題を共有し、課題解決に向けて協議します。

■協働により推進したい取組

- 合理的配慮の提供や相談支援のネットワークに関すること。

■SDGsとの関連

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

